

「会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例（案）」についてご意見を募集します

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について、広く意見を募集します。意見のある方は、下記により提出してください。

1 募集期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月22日（火）（必着）

2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に通勤、通学する方
- (3) 市の区域内で活動する個人または団体

3 意見の提出方法

・所定の意見書様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に住所、氏名、電話番号等（法人等の場合は名称、所在地、電話番号）を明記し、下記の提出先まで直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールによりこども保育課まで提出してください。

（留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・匿名や電話での意見の提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ・提出していただいた書面はお返ししませんのでご注意ください。
- ・個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見については公表しますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。

4 意見の提出先

- ・持参 市役所本庁舎 2階 こども保育課
(土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分～午後5時)
- ・郵送 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 こども保育課 宛
- ・ファクス 0242-39-1246 (課専用)
- ・電子メール kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

5 閲覧場所

条例案の内容は、こども保育課（市役所本庁舎2階）、市政情報コーナー（市役所本庁舎1階）、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センターで閲覧することができます。また、市のホームページに掲載しています。

なお、各施設での閲覧時間は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。
(※ 生涯学習センターは、休館日を除く、午前9時から午後5時までです。)

問い合わせ先：会津若松市健康福祉部こども保育課（電話 0242-39-1239）